

三次市繁殖和牛飼養環境整備支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市は、肉用牛繁殖農家の高齢化や労働力不足等に伴う戸数減少に対処し、本市における持続可能な畜産経営の実現に資するため、繁殖農家の経営規模及び生産基盤の拡大、水田放牧の推進並びに畜産情報通信技術（以下「畜産ICT」という。）を活用した畜産経営の省力化に要する経費に対して、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、三次市補助金等交付規則（平成16年三次市規則第65号）に規定するもののほか、この告示に定めるところによる。

(補助対象者)

第2条 補助の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次に掲げる要件の全てを満たすものとする。

- (1) 市内に居住する個人又は市内に事業所が所在する法人であって、市内で和牛を飼育している者（これから飼育しようとする者を含む。）
- (2) 個人経営者にあつては、世帯員全員が補助金の交付申請時に納付すべき納期限の到来した市税、料等（以下「市税等」という。）を完納していること。
- (3) 法人にあつては、当該法人が補助金の交付申請時に納付すべき納期限の到来した市税等を完納していること。
- (4) 家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律（平成11年法律第112号）に基づき、家畜排せつ物の管理が遵守されていること。
- (5) 畜産ICT活用事業の補助対象者については、三次市和牛振興クラスター協議会の会員であること。

(補助対象事業)

第3条 補助の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、次に掲げる事業とする。

- (1) 牛舎整備事業 牛舎の新築又は増築を実施した後、補助対象者の和牛飼養頭数を増頭することが認められる事業。ただし、過去3年間に、この補助金及び三次市和牛の里創造事業補助金交付要綱（平成30年三次市告示第15

4号)の交付を受けていない事業とする。

(2) 堆肥舎整備事業 堆肥舎の新築を実施した後、補助対象者の和牛繁殖用雌牛(成牛)の飼養頭数が10頭以上となることが認められる事業。ただし、過去3年間に、この補助金及び三次市和牛の里創造事業補助金交付要綱の交付を受けていない事業とする。

(3) 水田放牧促進事業 水田放牧を実施するために必要な家畜(以下「対象放牧牛」という。)並びに電気牧柵及びその附属品(新品のものに限る。以下「電気牧柵等」という。)を導入・整備する事業であって、事業実施後、補助対象者の水田放牧牛飼養頭数が増頭することが認められ、かつ、次に掲げる要件を全て満たす事業とする。

ア 対象放牧牛

(ア) 原則、市場を通じて導入した、繁殖の用に供する肉用雌牛(黒毛和種)であること。

(イ) 導入時の月齢が、12月齢以上120月齢未満であること。

(ウ) 放牧する牛は、家畜共済保険等に参加し、善良な管理下にある牛であること。

(エ) 導入方法が(ア)以外による場合については、市が指定する機関を通じて導入することとし、当該家畜の評価については、市、県及び市が指定する機関を含む関係機関が、市場価格等を勘案して家畜の適正な評価を行うこと。

イ 放牧対象地

(ア) 放牧する水田面積は、成牛1頭当たり10アール以上とすること。なお、成牛換算においては、育成牛2頭当たり成牛1頭とする。

ウ 飼養管理

(ア) 放牧地及び放牧牛を十分管理できる体制であること。

(イ) 放牧地内に飲水施設を設けること。

(ウ) 同一の放牧区画内において、2頭以上同時放牧すること。

(エ) 事業終了後も3年間放牧を継続すること。

(4) 畜産ICT活用事業 別表に掲げる肉用牛経営に必要な機械等を導入する事業であって、事業実施後、補助対象者の飼養頭数が維持又は増頭すること

が認められ、かつ、畜産経営の改善につながるものが認められるものとする。ただし、導入する機械等については、原則、新品とし、かつ、過去3年間において、この補助金の交付を受けていない事業とする。

(補助金額)

第4条 補助金の額は、次の表に掲げる額とする。

事業名	補助金額	増頭要件
1 牛舎整備事業		
(1) 牛舎新築事業	新築に係る資材費から消費税及び地方消費税を控除した額が50万円以上の場合に、資材費から消費税及び地方消費税を控除した額の2分の1以内とし、200万円を上限とする。ただし、補助金額に千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。	3年後の飼養頭数が3頭以上、増頭すること。
(2) 牛舎増築事業	増築に係る資材費から消費税及び地方消費税を控除した額が30万円以上の場合に、資材費から消費税及び地方消費税を控除した額の2分の1以内とし、100万円を上限とする。ただし、補助金額に千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。	3年後の飼養頭数が2頭以上、増頭すること。
2 堆肥舎整備事業		
	新築に係る資材費から消費税及び地方消費税を控除した額が20万円以上の場合に、資	3年後の和牛繁殖用雌牛の飼養頭数が10頭以上とな

	材費から消費税及び地方消費税を控除した額の2分の1以内とし、50万円を上限とする。ただし、補助金額に千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。	ること。
3 水田放牧促進事業		
(1) 放牧牛の導入	対象放牧牛の購入に要する経費から消費税及び地方消費税並びに販売手数料を控除した額の2分の1以内とし、1頭当たり20万円を上限とする。ただし、補助金額に千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。	3年後の飼養頭数が1頭以上、増頭すること。
(2) 電気牧柵等の整備	電気牧柵等の資材購入に要する経費から消費税及び地方消費税を控除した額の3分の1以内とし、5万円を上限とする。ただし、補助金額に100円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。	
4 畜産ICT活用事業		
	機械導入に要する経費から消費税、地方消費税並びに国、広島県等から交付される補助金を控除した額の2分の1以内とし、50万円を上限とする。ただし、補助金額に千円	3年後の飼養頭数が維持又は1頭以上増頭すること。

	<p>未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。また、リース方式により機械を導入した場合は、機械部分のみを補助対象経費とする。</p>	
--	--	--

(補助金交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする補助対象者（以下「申請者」という。）は、事業ごとに三次市繁殖和牛飼養環境整備支援事業（牛舎整備事業・堆肥舎整備事業）補助金交付申請書（様式第1号）、三次市繁殖和牛飼養環境整備支援事業（水田放牧促進事業）補助金交付申請書（様式第2号）又は三次市繁殖和牛飼養環境整備支援事業（畜産ICT活用事業）補助金交付申請書（様式第3号）に、次に掲げる書類を添えて市長に提出するものとする。

(1) 牛舎整備事業・堆肥舎整備事業

- ア 畜産経営計画書
- イ 牛舎又は堆肥舎の設計図面
- ウ 見積書の写し
- エ 個人情報閲覧に関する同意書
- オ その他市長が必要と認める書類

(2) 水田放牧促進事業

- ア 水田放牧実施計画書
- イ 放牧予定位置図
- ウ 見積書の写し（電気牧柵等導入の場合）
- エ 個人情報閲覧に関する同意書
- オ その他市長が必要と認める書類

(3) 畜産ICT活用事業

- ア 畜産ICT活用実施計画書
- イ 機械等の設置（設計計画図面）
- ウ 見積書の写し
- エ 個人情報閲覧に関する同意書
- オ その他市長が必要と認める書類

(補助金交付決定等)

第6条 市長は、前条の申請について内容を審査のうえ、適当と認めるときは、補助金額を決定し、申請者に対して三次市繁殖和牛飼養環境整備支援事業補助金交付決定通知書(様式第4号)により通知するものとする。

(補助対象事業の変更)

第7条 申請者は、補助対象事業の内容を変更しようとする場合には、あらかじめ三次市繁殖和牛飼養環境整備支援事業補助金変更承認申請書(様式第5号)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の補助金変更承認申請書の提出があったときは、内容を審査のうえ、適当と認めるときは、補助金の額を変更決定し、三次市繁殖和牛飼養環境整備支援事業補助金変更交付決定通知書(様式第6号)により申請者に通知するものとする。

(実績報告)

第8条 申請者は、事業完了後速やかに三次市繁殖和牛飼養環境整備支援事業(牛舎整備事業・堆肥舎整備事業)実績報告書(様式第7号)、三次市繁殖和牛飼養環境整備支援事業(水田放牧促進事業)実績報告書(様式第8号)又は三次市繁殖和牛飼養環境整備支援事業(畜産ICT活用事業)実績報告書(様式第9号)を市長に提出しなければならない。

(補助金額確定等)

第9条 市長は、前条の報告書について内容を審査のうえ、補助金額を確定したときは、三次市繁殖和牛飼養環境整備支援事業補助金交付確定通知書(様式第10号)により申請者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第10条 前条の規定により補助金額の確定を受けた者は、遅滞なく三次市繁殖和牛飼養環境整備支援事業補助金交付請求書(様式第11号)を市長に提出するものとする。

(補助金の返還)

第11条 市長は、補助金の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の全部又は一部の返還を命じることができる。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めたときは、この限りでない。

(1) この告示の規定に違反したとき。

(2) 事業の実施について、不正の行為が認められるとき。

2 市長は、前項の規定により補助金の返還を命じる場合は、三次市繁殖和牛飼養環境整備支援事業補助金交付決定取消通知書（様式第12号）により、通知するものとする。

（書類の整備等）

第12条 補助金の交付を受けた者は、補助対象事業に係る収支を明らかにした書類を整備し、補助対象事業の完了した年度の翌年度から起算して5年間保存しなければならない。

（その他）

第13条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この告示は、令和3年4月1日から施行する。

（この告示の失効）

2 この告示は、令和6年3月31日限り、その効力を失う。

別表（第3条関係）

機械装置の区分	仕様等	機械装置名
家畜飼養管理機械装置	発情発見装置	リアルタイム計測式歩数計
	分娩監視装置	分娩・発情監視通報システム, 分娩監視カメラ

様式第1号（第5条関係）

三次市繁殖和牛飼養環境整備支援事業（牛舎整備事業・堆肥舎整備事業）補助金交付申請書

年 月 日

三次市長 様

申請者住所

氏名

電話番号

三次市繁殖和牛飼養環境整備支援事業（牛舎整備事業・堆肥舎整備事業）補助金の交付を受けたいので、三次市繁殖和牛飼養環境整備支援事業補助金交付要綱第5条の規定により、次のとおり関係書類を添えて申請します。

1 交付申請額 金 円

2 事業計画

(1) 所在地 三次市

(2) 事業の内訳

事業区分	事業費（円）		補助金額（円）	自己負担分（円）
		補助対象経費		
牛舎整備				
堆肥舎整備				
合計				

3 添付書類

(1) 畜産経営計画書

(2) 牛舎又は堆肥舎の設計図面

(3) 見積書の写し

(4) 個人情報閲覧に関する同意書

(5) その他市長が必要と認める書類

畜産経営計画書

作成年月 年 月

計画作成者	住所
	氏名

1 施設

区分		現在			新增築後		
肉用牛	繁殖牛舎	棟	m ²	頭	棟	m ²	頭
	育成牛舎	棟	m ²	頭	棟	m ²	頭
	肥育牛舎	棟	m ²	頭	棟	m ²	頭

2 所有形態

施設	自己所有 ・ 借受
土地	自己所有 ・ 借受

3 飼養計画

(単位：頭)

区分		申請時	年次計画		
			初年度	2年後	3年後
繁殖雌牛 頭数	繁殖牛				
	育成牛				
	合計				

注1 所有形態は、新增築しようとする牛舎及び牛舎の敷地について、自己所有又は借受のどちらかに○をすること。借受の場合は、所有者の同意書等を添付すること。

注2 飼養計画は、申請時の頭数を記載し、年次計画に沿って新增築後の飼養頭数を記載すること。

様式第 2 号（第 5 条関係）

三次市繁殖和牛飼養環境整備支援事業（水田放牧促進事業）補助金
交付申請書

年 月 日

三次市長 様

申請者住所

氏名

電話番号

三次市繁殖和牛飼養環境整備支援事業（水田放牧促進事業）補助金の交付を受けたいので、三次市繁殖和牛飼養環境整備支援事業補助金交付要綱第 5 条の規定により、次のとおり関係書類を添えて申請します。

1 交付申請額 金 _____ 円

2 事業計画

(1) 所在地 三次市

(2) 事業の内訳

事業区分	事業費（円）		補助金額 （円）	自己負担分 （円）
		補助対象経費		
放牧牛導入				
電気牧柵等整備				
合 計				

3 添付書類

(1) 水田放牧実施計画書

(2) 放牧予定位置図

(3) 見積書の写し（電気牧柵等導入の場合）

(4) 個人情報閲覧に関する同意書

(5) その他市長が必要と認める書類

水田放牧実施計画書

作成年月 年 月

計画作成者	住所
	氏名

1 放牧予定地

所在・地番	面積 (㎡)	所有形態
		自己所有・借受
		自己所有・借受
		自己所有・借受
		自己所有・借受
		自己所有・借受

2 放牧牛の所有形態

自己所有・借受

3 放牧計画

区分	申請時	年次計画		
		初年度	2年後	3年後
飼養頭数 (頭)				
放牧頭数 (頭)				
放牧面積 (a)				

4 導入放牧牛

導入頭数 (頭)	導入予定単価 (円) (1頭当たり)	事業費合計 (円)	導入予定牛の月齢等

注1 放牧予定地の所有形態は、放牧しようとする水田について、自己所有又は借受のどちらかに○をすること。借受の場合は、所有者の同意書等を添付すること。

注2 放牧牛の所有形態について、自己所有又は借受のどちらかに○をすること。借受の場合は、所有者との協定書の写し等を添付すること。

様式第3号（第5条関係）

三次市繁殖和牛飼養環境整備支援事業（畜産ICT活用事業）補助
金交付申請書

年 月 日

三次市長 様

申請者住所

氏名

電話番号

三次市繁殖和牛飼養環境整備支援事業（畜産ICT活用事業）補助金の交付を受けたいので、三次市繁殖和牛飼養環境整備支援事業補助金交付要綱第5条の規定により、次のとおり関係書類を添えて申請します。

1 交付申請額 金 _____ 円

2 事業計画

(1) 所在地 三次市

(2) 事業の内訳

事業区分	事業費（円）		補助金額 （円）	自己負担分 （円）
		補助対象経費		
畜産ICT活用事業				
合計				

3 添付書類

(1) 畜産ICT活用実施計画書

(2) 機械等の設置（設計計画図面）

(3) 見積書の写し（リース方式による導入の場合は、リース事業者とのリース契約書（案））

(4) 個人情報閲覧に関する同意書

(5) その他市長が必要と認める書類

畜産ICT活用実施計画書

作成年月 年 月

計画作成者	住所
	氏名

1 事業の目的

--

2 事業の成果目標

成果目標	申請時	年次計画		
		初年度	2年後	3年後

3 飼養頭数計画

区分		申請時	年次計画		
			初年度	2年後	3年後
繁殖雌牛 頭数	繁殖牛				
	育成牛				
	合計				

4 導入箇所

所在・地番	飼養頭数 (頭)	所有形態
		自己所有・借受
		自己所有・借受
		自己所有・借受
		自己所有・借受
		自己所有・借受

様式第 4 号（第 6 条関係）

指令第 号
年 月 日

住所

氏名 様

三次市長

三次市繁殖和牛飼養環境整備支援事業補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった，三次市繁殖和牛飼養環境整備支援事業（牛舎整備事業・堆肥舎整備事業・水田放牧促進事業・畜産 I C T活用事業）については，三次市繁殖和牛飼養環境整備支援事業補助金交付要綱第 6 条の規定により，次のとおり交付の決定をしたので通知します。

1 交付決定額 金 円

2 交付の対象事業内容等

この補助金の交付対象となる事業は，三次市繁殖和牛飼養環境整備支援事業（牛舎整備事業・堆肥舎整備事業・水田放牧促進事業・畜産 I C T活用事業）で，その内容は 年 月 日付けの申請書に記載のとおりとする。

様式第5号（第7条関係）

三次市繁殖和牛飼養環境整備支援事業補助金変更承認申請書

年 月 日

三次市長 様

申請者 住所
氏名

年 月 日付け 指令第 号で交付決定のあった、三次市繁殖和牛飼養環境整備支援事業について、次の理由により事業内容を変更したいので、関係書類を添えて申請します。

1 変更の理由

2 変更の内容

(1) 変更後の事業費 金 円

(内訳)

(単位：円)

事業区分	事業費		補助金額	自己負担分
		補助対象経費		
合計				

(2) 変更後の補助金額 金 円

3 添付書類

- (1) 変更後の見積書の写し
- (2) 変更後の設計図面等
- (3) その他市長が必要と認める書類

様式第 6 号（第 7 条関係）

指令第 号
年 月 日

住所

氏名 様

三次市長

三次市繁殖和牛飼養環境整備支援事業補助金変更交付決定通知書

年 月 日付けで申請の三次市繁殖和牛飼養環境整備支援事業補助金について、次のとおり変更交付決定をしたので通知します。

1 変更前交付決定額 金 円

2 変更後交付決定額 金 円

3 変更の理由

4 交付の条件

- (1) この事業が予定期間内に完了する見込みのない場合又は事業の遂行が困難となった場合には、速やかに市長に報告して指示を受けなければならない。
- (2) この事業が完了したときは、事業実績報告書を事業完了後速やかに市長に提出しなければならない。

様式第7号（第8条関係）

三次市繁殖和牛飼養環境整備支援事業（牛舎整備事業・堆肥舎整備事業）
実績報告書

年 月 日

三次市長 様

住所

氏名

電話番号

三次市繁殖和牛飼養環境整備支援事業（牛舎整備事業・堆肥舎整備事業）が完了したので、三次市繁殖和牛飼養環境整備支援事業補助金交付要綱第8条の規定により、次のとおり関係書類を添えて報告します。

1 事業完了年月日

年 月 日

2 事業報告

(1) 所在地：三次市

(2) 事業の内訳

事業区分	事業費（円）		補助金額 （円）	自己負担分 （円）
		補助対象経費		
牛舎整備				
堆肥舎整備				
合計				

3 添付書類

(1) 完成写真

(2) 領収書，引渡証明書等の写し

(3) その他市長が必要と認める書類

様式第8号（第8条関係）

三次市繁殖和牛飼養環境整備支援事業（水田放牧促進事業）実績報告書

年 月 日

三次市長 様

住所

氏名

電話番号

三次市繁殖和牛飼養環境整備支援事業（水田放牧促進事業）が完了したので、三次市繁殖和牛飼養環境整備支援事業補助金交付要綱第8条の規定により、次のとおり関係書類を添えて報告します。

1 事業完了年月日

年 月 日

2 事業報告

(1) 所在地：三次市

(2) 事業の内訳

事業区分	事業費（円）		補助金額 （円）	自己負担分 （円）
		補助対象経費		
放牧牛導入				
電気牧柵等整備				
合 計				

3 添付書類

(1) 登録証の写し

(2) 家畜評価に係る書類（市場導入以外の場合）

(3) 販売証明書又は領収書の写し

(4) その他市長が必要と認める書類

様式第9号（第8条関係）

三次市繁殖和牛飼養環境整備支援事業（畜産ICT活用事業）実績報告書

年 月 日

三次市長 様

住所

氏名

電話番号

三次市繁殖和牛飼養環境整備支援事業（畜産ICT活用事業）が完了したので、三次市繁殖和牛飼養環境整備支援事業補助金交付要綱第8条の規定により、次のとおり関係書類を添えて報告します。

1 事業完了年月日

年 月 日

2 事業報告

(1) 所在地：三次市

(2) 事業の内訳

事業区分	事業費（円）		補助金額 （円）	自己負担分 （円）
		補助対象経費		
畜産ICT活用事業				
合 計				

3 添付書類

(1) 完成写真

(2) 領収書，納品書等の写し

(3) その他市長が必要と認める書類

様式第 1 1 号 (第 1 0 条関係)

三次市繁殖和牛飼養環境整備支援事業補助金交付請求書

年 月 日

三次市長 様

請求者住所

氏名

電話番号

年 月 日付け 指令第 号で交付確定のあった、三次市繁殖和牛飼養環境整備支援事業補助金として、次のとおり請求します。

1 請求金額 金 _____ 円

2 振込先

(振込先金融機関名)	1 普通 2 当座 3 その他 ()							
	フリガナ							
	農協 銀行 金庫	本店	口座名義人					
		支店	口座番号					

様式第12号（第11条関係）

指令第 号
年 月 日

住所

氏名 様

三次市長

三次市繁殖和牛飼養環境整備支援事業補助金交付決定取消通知書

年 月 日付け 指令第 号による三次市繁殖和牛飼養環境整備支援事業補助金の交付決定の全部（一部）について、次のとおり取り消したので通知します。

ついては、この補助金を次のとおり返還してください。

1 交付決定の取消額

交付決定額	金	円
今回取消額	金	円
変更後決定額	金	円

2 取消しをする理由

3 返還期限 年 月 日

4 返還方法 別紙納付書による。

5 納付場所 別紙納付場所による。